

## 「第8回横浜トリエンナーレの事業評価等業務委託」 受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 横浜トリエンナーレ組織委員会契約業者選定委員会要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、「第8回横浜トリエンナーレの事業評価等業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱に準じるほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 委託事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 事業者概要
- (2) 過去の類似業務の実績
- (3) 業務実施体制
- (4) 業務実施方針
- (5) 業務実施方法
- (6) 業務実施スケジュール
- (7) その他提案

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績・実施体制に関する評価項目
  - ア 組織の類似業務の経験
  - イ 組織の業務実施能力

(2) 提案内容に関する評価項目

- ア 業務目的の理解度及び受託に必要な基本的な知識
- イ 目指す姿の具体化、成果指標の検討方法
- ウ 調査の設計、結果の分析及び評価方法
- エ 作業計画の妥当性、効率性

(3) 企業としての取組に関する評価項目

- ア ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営、SDG sに関する取組

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者と次点の者を特定する。
- 4 特定、非特定にかかわらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

- 委員長 横浜市にぎわいスポーツ文化局創造都市推進課長
- 副委員長 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団経営企画・ACY グループ長
- 委員 横浜市政策局政策課データ・ストラテジー担当課長
- 委員 横浜市にぎわいスポーツ文化局総務課企画調整担当課長
- 委員 横浜市にぎわいスポーツ文化局創造都市推進課担当課長  
(横浜トリエンナーレ組織委員会事務局次長)
- 委員 横浜美術館国際グループ長  
(横浜トリエンナーレ組織委員会総合ディレクター補佐)

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を横浜トリエンナーレ組織委員会契約業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和5年5月9日から施行する。